



# 鳥取県公報

平成 31 年 2 月 21 日 (木)  
号外第 13 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (65) (経営支援課) . . . . . 2
	漁業近代化資金の利子補給率の一部改正 (66) (水産課) . . . . . 4
	漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正 (67) (〃) . . . . . 6
	漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正 (68) (〃) . . . . . 6

# 告 示

**鳥取県告示第65号**

平成23年鳥取県告示第496号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成31年2月21日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）第4条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成31年2月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
1 規則第3条第1項の利子補給率				1 規則第3条第1項の利子補給率			
農業近代化 資金の種類	利子補給率			農業近代化 資金の種類	利子補給率		
	農業近代 化資金融 通法（昭 和36年法 律第202 号。以下 「法」と いう。）第 2条第2 項第1 号、第2 号、第4 号及び第 5号に掲 げる融資 機関が同 条第1項 第1号に 掲げる者 に貸し付 ける場合	法第2条 第2項第 1号に掲 げる融資 機関が同 条第1項 第2号か ら第4号 までに掲 げる者に 貸し付け る場合	法第2条 第2項第 2号から 第5号ま でに掲げ る融資機 関が同条 第1項第 2号から 第4号ま でに掲げ る者に貸 し付ける 場合		農業近代 化資金融 通法（昭 和36年法 律第202 号。以下 「法」と いう。）第 2条第2 項第1 号、第2 号、第4 号及び第 5号に掲 げる融資 機関が同 条第1項 第1号に 掲げる者 に貸し付 ける場合	法第2条 第2項第 1号に掲 げる融資 機関が同 条第1項 第2号か ら第4号 までに掲 げる者に 貸し付け る場合	法第2条 第2項第 2号から 第5号ま でに掲げ る融資機 関が同条 第1項第 2号から 第4号ま でに掲げ る者に貸 し付ける 場合
1 規則別 表第1号 に掲げる 資金	略		年0.80 <u>パーセント</u>	1 規則別 表第1号 に掲げる 資金	略		年0.70 <u>パーセント</u>
2 規則別 表第2号 に掲げる 資金	略		年0.80 <u>パーセント</u>	2 規則別 表第2号 に掲げる 資金	略		年0.70 <u>パーセント</u>
3 規則別	略		年0.80	3 規則別	略		年0.70

表第3号 に掲げる 資金		パーセント
4 規則別 表第4号 に掲げる 資金	略	<u>年0.80</u> パーセント
略		
7 規則別 表第7号 に掲げる 資金	略	<u>年0.80</u> パーセント
8 規則別 表第8号 に掲げる 資金	略	<u>年0.80</u> パーセント

2 規則第3条第2項の利子補給率

利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>14年以内</u> であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.08パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.08パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が14年を超え15年以内であるものに限る。）のうち市町村が <u>年0.085パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	<u>年0.085パーセント</u>
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が <u>年0.10パーセント</u>	<u>年0.10パーセント</u>

表第3号 に掲げる 資金		パーセント
4 規則別 表第4号 に掲げる 資金	略	<u>年0.70</u> パーセント
略		
7 規則別 表第7号 に掲げる 資金	略	<u>年0.70</u> パーセント
8 規則別 表第8号 に掲げる 資金	略	<u>年0.70</u> パーセント

2 規則第3条第2項の利子補給率

利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>13年以内</u> であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.08パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.08パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が13年を超え14年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.09パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.09パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が14年を超え15年以内であるものに限る。）のうち市町村が <u>年0.105パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	<u>年0.105パーセント</u>
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が <u>年0.15パーセント</u>	<u>年0.15パーセント</u>

<p>上の割合で利子補給金を交付するもの</p>	<p>上の割合で利子補給金を交付するもの</p>
--------------------------	--------------------------

鳥取県告示第66号

平成23年鳥取県告示第497号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成31年2月21日前に鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年鳥取県規則第61号）第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成31年2月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
1 規則第2条第1項の利子補給率						1 規則第2条第1項の利子補給率					
漁業近代化資金の種類	利子補給率					漁業近代化資金の種類	利子補給率				
	漁業近代化資金通法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（漁業	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者（令第5条に規定する団体に限り、貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者（令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関に、同項第6号から第10号までに掲げる者（同条第10号に掲げる者には、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者（令第5条に規定する団体に限り、貸し付ける場合		法第2条第2項第1号に掲げる者（令第5条に規定する団体に限り、貸し付ける	漁業近代化資金通法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（漁業	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者（令第5条に規定する団体に限り、貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる者（令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関に、同項第6号から第10号までに掲げる者（同条第10号に掲げる者には、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける

	近代化 資金融 通法施 行 令 (昭和 44年政 令 第 209号。 以 下 「令」 と い う。) 第 1 条 第 3 号 に規定 する団 体に限 る。) に貸し 付ける 場合		場 合	
略				
4 規則 別表第 3号に 掲げる 資金	略	年0.80 パーセ ント	年0.80 パーセ ント	
5 規則 別表第 4号に 掲げる 資金	略	年0.80 パーセ ント	年0.80 パーセ ント	
略				
8 規則 別表第 7号に 掲げる 資金	略	年0.80 パーセ ント	年0.80 パーセ ント	
9 規則 別表第 8号に 掲げる 資金	略	年0.80 パーセ ント	年0.80 パーセ ント	
2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率				
利子補給率を上乗せする資金		上乗せする率		

	近代化 資金融 通法施 行 令 (昭和 44年政 令 第 209号。 以 下 「令」 と い う。) 第 1 条 第 3 号 に規定 する団 体に限 る。) に貸し 付ける 場合		場 合	
略				
4 規則 別表第 3号に 掲げる 資金	略	年0.70 パーセ ント	年0.70 パーセ ント	
5 規則 別表第 4号に 掲げる 資金	略	年0.70 パーセ ント	年0.70 パーセ ント	
略				
8 規則 別表第 7号に 掲げる 資金	略	年0.70 パーセ ント	年0.70 パーセ ント	
9 規則 別表第 8号に 掲げる 資金	略	年0.70 パーセ ント	年0.70 パーセ ント	
2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率				
利子補給率を上乗せする資金		上乗せする率		

規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が <u>年0.10パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が <u>年0.15パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの
--	--

鳥取県告示第67号

平成8年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。  
 平成31年2月21日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成31年2月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
貸付利率	利子補給率	貸付利率	利子補給率
<u>年0.20パーセント</u>	年1.30パーセント	<u>年0.30パーセント</u>	年1.30パーセント

鳥取県告示第68号

平成8年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。  
 平成31年2月21日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成31年2月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
資金の種類	貸付利率	利子補給率	資金の種類	貸付利率	利子補給率
規則別表第3号の資金	<u>年0.20パーセント</u>	年1.30パーセント	規則別表第3号の資金	<u>年0.30パーセント</u>	年1.30パーセント
規則別表第7号の資金	<u>年0.850パーセント</u>	年0.650パーセント	規則別表第7号の資金	<u>年0.950パーセント</u>	年0.650パーセント
その他の資金	<u>年0.20パーセント</u>	年1.30パーセント	その他の資金	<u>年0.30パーセント</u>	年1.30パーセント